

第11条(機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。
当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条(契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対して当該運搬の費用を請求することができる。

第13条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条(契約期間)

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

令和 年 月 日

甲

Ⓜ

乙

株式会社中央砕石工業
代表取締役 西川政伸
〒861-4412
熊本県下益城郡美里町佐俣985番地

Ⓜ

産業廃棄物処分委託基本契約書

収入印紙

[処分用]

排出事業者 (以下「甲」という。)と、
処分業者 株式会社 中央砕石工業 (以下「乙」という。)は、
甲の事業場 : から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市 熊本県
許可の有効期限 : 令和8年8月30日
事業区分 : 許可書の通り
産業廃棄物の種類 : 許可書の通り
許可の条件 : 許可書の通り
許可番号 : 第04320191082号

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類 :	コンクリートがら(無筋)	コンクリートがら(有筋)	アスファルトがら
予定数量 :	t/年	t/年	t/年
単価 :	円	円	円

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称 :	株式会社 中央砕石工業
所在地 :	熊本県下益城郡美里町松野原106番ほか
処分の方法 :	破碎・分級
施設の処理能力 :	482.4t/日 (8h)

4. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
	(株)中央砕石工業	熊本県下益城郡美里町松野原108外	破碎・分級	482.4t/日(8h)
		再生クラッシュラン ⇒ 販売		

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名：_____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークに表示関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____

提示する時期又は回数：_____

第4条(甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条(報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条2項の場合も同様とする。